

## 第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 24 年 7 月 19 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 2 階大会議室

出席部会委員 2野田<sup>のだ</sup> 久忠・3太田<sup>おおた</sup> 義政・4眞弓<sup>まゆみ</sup> 純一・5赤塚<sup>あかつか</sup> 薫<sup>かおる</sup>  
6青木<sup>あおき</sup> 正司・7伊藤<sup>いとう</sup> 征一・9奥山<sup>おくやま</sup> 正夫・11後藤<sup>ごとう</sup> 勝<sup>かつ</sup>  
13阪<sup>さか</sup> 芳一・17牧野<sup>まきの</sup> 礼吉・18増地<sup>ますじ</sup> 和久・19村治<sup>むらじ</sup> 隆史<sup>たかし</sup>  
23清水<sup>しみず</sup> 清・24中林<sup>なかばやし</sup> 長一・41西口<sup>にしぐち</sup> 正國・47田中<sup>たなか</sup> 千福<sup>かずよし</sup>  
以上 16 名

欠席委員 14 清水<sup>しみず</sup> 文兵衛<sup>ぶんべえ</sup>

出席部会員外委員 会長 野田<sup>のだ</sup> 悟<sup>さとる</sup>

議長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・竹田主事

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査

芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 9奥山<sup>おくやま</sup> 正夫・13阪<sup>さか</sup> 芳一<sup>よしち</sup>

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)  
報告第 6 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)  
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)  
議案第 6 号 非農地証明願について  
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第7回第1農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日の出席は16名、欠席1名。出席16名で本部会は成立をいたします。</p> <p>それでは、議事録署名者を私のほうから指名をさせていただきます。9番、奥山さん、13番、阪 芳一さん、よろしく願いいたします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告等に入ります。</p> <p>報告第1号から報告第6号まで、事務局から一括して報告をお願いいたします。それでは、事務局よろしく。</p>
事務局	<p>はい。議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から9まで、件数は9件。合計面積15,828㎡で、その内訳は、田が15,011㎡、畑が817㎡であります。</p> <p>これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものでございます。</p> <p>2ページから4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は4件、合計面積は36,151.24㎡、内訳としまして、田が31,503.24㎡、畑が4,648㎡でございます。いずれの案件もあつせん等の希望はございません</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、地区 橋北、届出者 _____、届出地 上浜町5丁目 _____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積340㎡。</p> <p>これにつきましては、届出者は、平成12年3月に届出地に居宅を新築してしまつたものであります。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。</p> <p>番号2、地区 神戸、届出者 _____、届出地 半田稗原 _____番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積100㎡、外1筆で合計403㎡。</p> <p>これにつきましては、届出人には、届出地を18台分の駐車場として利用しようとするものです。なお、届出地につきましては、埋め立ての上、資材置き場として建設業者に貸している時期がありましたが、始末書が添付されておりますので、追認しようとするものであります。</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は743㎡で、その内容は、田でございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 藤水、受人 _____、渡人 _____、届出地 藤方小八木田 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積42㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、2台分の駐車場を</p>

設置しようとするものです。

番号2、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、届出地 高茶屋小森町向山 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積246㎡。

これにつきましては、届出者は、建築面積60㎡の木造瓦葺き2階建て、居宅兼店舗1棟を建築し、6台分の駐車場を設置しようとするものです。

番号3、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、届出地 高茶屋小森町中山 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積186㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、軽量鉄骨造2階建て、建築面積57.96㎡の住宅1棟を建築しようとするものです。

番号4、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、届出地 高茶屋小森町向山 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積503㎡、外4筆で合計2,006㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、7区画の分譲住宅、宅地分譲しようとするものです。

以上、件数は4件で、2,480㎡、内訳は田が42㎡、畑が2,438㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 豊津、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、届出地 河芸町中別保浦 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積395㎡、外1筆で合計420㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より届出地を使用貸借し、軽量鉄骨造2階建て62㎡の一般住宅を建築しようとするものです。

番号2、地区 上野、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、届出地 河芸町中瀬西山 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積208㎡、外3筆で合計1,634㎡。

これにつきましては、届出人兼使用借り人は、使用貸人より届出地を使用貸借し、木造2階建て建築面積429.27㎡の長屋住宅を建設しようとするものです。

以上、件数は2件で、2,054㎡、その内容は畑でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、面積27,622㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積80,824.3㎡、申請地 芸濃町岡本八之坪 \_\_\_\_\_番  
台帳地目 田、面積52㎡、取得年月日 昭和59年3月17日。

これにつきましては、権利者から事情聴取しましたところ、権利者は、奥の田2筆へ機械が入らず困っていたところ、隣地の所有者である義務者の同意の上、進入路兼畦畔として占有し管理しております。

以上、件数は1件で、52㎡、内容は田でございます。

以上で説明を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。事務局より説明があったとおりでございます。それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 \_\_\_\_\_、面積9,095㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積3,739.86㎡、申請地 北河路町堀田 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積3,125㎡。

これにつきましては、受人は渡人より公共用事業用地の代替地として申請地を譲り受け、営農を継続しようとするものです。

番号2、地区 安東、受人 \_\_\_\_\_、面積12,790㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積3,209㎡、申請地 北河路町荒掘 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積2,732㎡。

これにつきましては、受人は渡人より公共事業用地の代替地として申請地を譲り受け、営農を継続しようとするものです。

番号3、地区 雲出、受人 \_\_\_\_\_、面積24,395㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積2,704㎡、申請地 雲出長常町塚口 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積2,704㎡。

これにつきましては、受人の祖父の死亡により、申請地を受人の父と叔父の家族である渡人と共有で相続し、受人の家が使用収益を行っていましたが、渡人の要望で父の死亡を機に受人の家に贈与により返還しようとするものです。

番号4、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積11,403.3㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積714㎡、申請地 高野尾町下り町 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積463㎡。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号5、地区 高宮、受人 \_\_\_\_\_、面積10,461.42㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積6,146.91㎡、申請地 美里町足坂東之垣内 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積489㎡。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より自作地の隣にある申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 辰水、受人 \_\_\_\_\_、面積5,529㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積2,587㎡、申請地 美里町家所南之内 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積96㎡、外1筆で面積205㎡。

これにつきましては、受人は遠方に居住し耕作が困難な渡人より昭和49年に売買契約を済ませ申請地を譲り受け畑として利用しておりますが、登記手続が未了となっているものであります。

番号7、地区 辰水、受人 \_\_\_\_\_、面積9,171㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積9,171㎡、申請地 美里町家所榎田 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積338㎡、外1筆で合計661㎡。

これにつきましては、受人は高齢で営農が困難な渡人より申請地の生前一括贈与を受け、自家消費用の野菜等を作付しようとするものです。

以上、件数は7件で、10,379㎡、その内訳は、田が9,024㎡、畑が1,355㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。  
1番、2番、安東。

太田委員 はい、3番 太田です。これは、今の説明のとおり公共事業といいますが、\_\_\_\_\_ということのための駐車場用地ということで、7筆の田んぼの中の代替地としての調整でございますので、何ら問題ございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 3番、雲出。

奥山委員 9番 奥山です。事務局の説明どおりでして、何ら問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議長 4番、高野尾。

赤塚委員 5番 赤塚です。この譲り受け人の\_\_\_\_\_さんは、譲り渡し人の\_\_\_\_さんの田を既に小作しておりますので、何ら問題ないと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長 5番、高宮。

村治委員 はい、19番 村治です。この件につきましても、事務局の説明どおり何ら問題ございませんのでよろしく申し上げます。

議長 6番、7番、辰水。

村治委員 はい、19番 村治でございます。この件につきましても、12日に立会いもしましたけれども、何ら問題もございません。7番につきましても、生前一括ということで事務局の説明どおり何ら問題ございませんので、それではよろしく申し上げます。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）ですが、この案件に関しましては、西口委員に係る案件でございますので、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、西口委員の一時退席をお願い致します。

西口委員 すみません。よろしく申し上げます。

議長	それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 櫛形、借り人____、恐れ入りますが、議案書に____を記入をお願いいたします。面積0㎡、貸し人____、外7人、面積374㎡、申請地 分部 上頭____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,447㎡、外6筆で合計12,850㎡。これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を賃貸借し、水稻苗を____へ安定供給するための育苗ハウス用地として利用しようとするものです。</p> <p>以上、件数は1件で、12,850㎡、その内容は田でございます。この案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員さんの意見を伺います。櫛形。</p>
野田悟委員	事務局の説明どおり何ら問題ございませんので、よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定をいたします。</p> <p>西口委員入室して下さい。</p> <p>それでは、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）、でございます。</p> <p>番号1、地区 一身田、申請者____、申請地 一身田豊野へノ坪____番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積403㎡。</p> <p>これにつきましては、申請者は高齢で、申請地は山間で管理ができないため平成17年頃より山林になってしまったもので、今後においても農地への復旧ができないものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件、面積403㎡、その内容は田でございます。農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>

議 長	はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんの意見を伺います。一身田。
青木委員	6番 青木です。先日、現地確認へ行っていただきましてありがとうございました。見てもらったとおり、道もなし山に囲まれて、もう植林されておりますので、もう仕方ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	はい、地元委員さんからは、今のような発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可することに決定をいたします。 次に、議案第4号 農地法第5条1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	12ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 黒田、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町北黒田広田_____番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積191㎡。 これにつきましては、受人は渡人より申請地を贈与により譲り受け、造成工事を施し、隣地駐車場と一体利用で自己の家族と近隣所有者の駐車場として利用しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号2、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野中之郷_____番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積883㎡、外1筆で合計1,163㎡。 これにつきましては、受人は、造園業及び盆栽の市を行うため平成16年に妹と共同出資で申請地の隣地を購入し、事務所兼倉庫を建築しました。平成19年より渡人より申請地を借り受け、盆栽を置いたり植木の仮植えに使用し資材置き場として利用しているものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件で、1,354㎡、その内訳は、田が191㎡、畑が1,163㎡でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	はい。これは1番、黒田。
阪委員	はい、13番 阪。先ほど事務局の方が言われたとおり、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	はい。2番、高宮。
村治委員	はい、19番 村治でございます。先日12日の事務局、会長、現場視察ありがとうございました。現場も見てもらったとおり何ら問題ないと思いますので

で、ひとつよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町西垣内 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積893㎡の内443㎡。

これにつきましては、借り人は現在、貸し人と同居しておりますが、子供の成長により手狭になったため、申請地を使用貸借し、一般住宅用地として農家の分家住宅を建設しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、443㎡、その内容は畑でございます。農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 はい。1番、大里でございます。

先月の12日に会長、それから委員さんも来てもらいまして、現地を見ていただきましたら、異議のないということでございますので、よろしくをお願いいたします。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 草生、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町草生天神前番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積140㎡、外3筆で合計441㎡。

これにつきましては、願出者の祖父の代より60年以上竹林の状態であり、昭和63年に国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明が添付されており、これらの物件が確認されますことから、20年が経過していると判断されま



す。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規程により、植林等を行うことで、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号2、地区 草生、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町草生八幡前番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積195㎡、外1筆で合計520㎡。これにつきましても番号2と同様でございます。

以上、件数は2件で、961㎡、その内訳は、田が195㎡、畑が766㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。  
草生、1番、2番。

清水委員 23番 清水です。去る12日に農業委員4人で現地確認をしてきました。見たらもう山林で、許可しても問題ないと思っておりますので、よろしく願います。

議長 はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第6号について、証明することに決定をいたします。  
次に、別紙でお配りしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。  
別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。  
表紙を1枚めくっていただきたいと思っております。  
まず、各地区別に、一番下の合計欄でご説明いたします。  
津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ14,532㎡で、件数は12件でございます。  
河芸地区につきましては、田の賃貸借が7,867㎡で、件数は1件でございます。  
安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ17,399.91㎡で、畑の賃貸借と使用貸借合わせて1,784.1㎡で、件数は6件でございます。  
芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ3,822㎡で、件数は2件でございます。  
美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ10,330㎡で、件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、今回集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて53,950.91㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて1,784.1㎡で、総合計は25件55,735.01㎡となっております。

認定農業者への集積状況は、9件で18,941㎡となっております。なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでございましょうか。会長どうですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。異議なしという返事がございましたので、それでは異議なし認め、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、適正であると認め、市長に進達することにいたします。

これで、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。以上で第7回第1農地部会を終了いたします。

午前10時40分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

平成24年7月19日

議長

出席委員

出席委員